

島根大学グローバル化推進機構島根大学・寧夏大学国際共同研究所対応委員会規則

(平成17年島大規則第100号)

(平成17年12月28日制定)

[令和元年5月14日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学・寧夏大学国際共同研究所（以下「国際共同研究所」という。）に関する本学における基本的事項を審議するため設置する島根大学・寧夏大学国際共同研究所対応委員会（以下「対応委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 対応委員会は、国際共同研究所に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 管理運営の基本方針に関すること。
- 二 事業計画に関すること。
- 三 本学から選出する所長等の推薦に関すること。
- 四 専任教員の配置計画に関すること。
- 五 予算及び決算に関すること。
- 六 その他国際共同研究所の運営に関する事項

(組織)

第3条 対応委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 副学長（グローバル化推進担当）（以下「副学長」という。）
- 二 顧問
- 三 所長
- 四 副所長
- 五 国際交流センターを担当する専任教員 1名
- 六 副学長が必要と認めた国際共同研究所の兼任研究員
- 七 企画部長

2 対応委員会に委員長を置き、委員長は副学長をもって充てる。

(会議)

第4条 対応委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副所長がその職務を代理する。
- 3 対応委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 対応委員会が必要と認めたときは、対応委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 対応委員会の事務は、企画部国際交流課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年12月28日から施行する。

附 則（平成18年3月22日一部改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月20日一部改正）

この規則は、平成18年6月20日から施行する。

附 則（平成20年6月17日一部改正）

1 この規則は、平成20年6月17日から施行する。

2 この規則の施行の際現に第3条第1項第3号の委員である者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年6月25日一部改正）

この規則は、平成21年6月25日から施行する。

附 則（平成22年12月10日一部改正）

この規則は、平成22年12月10日から施行する。

附 則（平成24年3月19日一部改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月14日一部改正）

この規則は、令和元年5月14日から施行する。